

三重県消費生活センター管理運営要領

第1 趣旨

この要領は、三重県消費生活センター条例（昭和61年3月31日三重県条例第3号）第5条の規定に基づき、三重県消費生活センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 休業日及び開所時間

センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

第3 職員

センターには、センターの事務を掌理する消費生活センター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

- 2 消費生活センター長は、三重県環境生活部消費生活監をもって充てる。
- 3 センターの事務を行うために必要な職員は、三重県環境生活部くらし・交通安全課の職員（消費生活相談員及び不当商取引指導専門員を含む。）をもって充てる。

第4 職員に対する研修

消費生活センター長は、センターにおいて消費者安全法（平成21年6月5日法律第50号。以下「法」という。）第8条第1項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第5 情報の安全管理

消費生活センター長は、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた個人情報適切な管理のために、三重県個人情報適正管理指針に定められた個人情報保護対策を講じるものとする。

また、法第8条第1項各号に掲げる事務の実施により得られた事業者情報についても、個人情報に準じて同指針に沿った保護対策を講じるものとする。

第6 委任

この要領に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、消費生活センター長が三重県環境生活部くらし・交通安全課長の承認を得て、別に定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

なお、三重県消費生活センター管理運営要領（平成18年4月1日施行）は、平成28年3月31日限り廃止する。